

議案第 44 号

常総市議会会議規則の一部を改正する規則について

常総市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定めたいので、常総市議会会議規則（昭和 42 年水海道市議会規則第 5 号）第 14 条第 2 項の規定により次のとおり提出する。

令和 6 年 12 月 20 日 提出

提出者 議会運営委員会委員長 倉 持 守

提案理由

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、地方議会に係る手続のオンライン化が可能となり、オンラインによる一般質問、電子情報処理組織及び電磁的記録等に関する規定を定めるほか、現在の社会状況及び当議会の運営状況に合わせた必要の改正を行うため、これを提出する。

常総市議会規則第 号

常総市議会会議規則の一部を改正する規則

常総市議会会議規則（昭和42年水海道市議会規則第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「第94条」を「第94条の2」に，「第168条」を「第167条の2－第168条」に改める。

第2条第1項中「出席できない」を「欠席し，遅刻し，又は早退する」に改め，同条第2項中「6週間」を「8週間」に改める。

第9条第2項中「認めるときは」の次に「，会議に宣告することにより」を加え，同条中第3項を第4項とし，第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず，議長は，会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは，会議時間を変更することができる。

第19条第1項に次のただし書を加える。

ただし，会議の議題となる前においては，議長の許可を得なければならない。

第28条第2項中「職員に」を「職員をして」に改める。

第29条中「職員の点呼に応じて」を「議長の指示に従って」に改める。

第31条に次の1項を加える。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は，議長が定める。

第36条中「職員に」を「職員をして」に改める。

第45条第2項中「ときは」の次に「，議会の承認を得て」を加える。

第62条に次の1項を加える。

3 第51条第3項及び第4項並びに第60条第1項の規定は，第1項の規定による質問について準用する。

第62条の次に次の1条を加える。

（オンラインによる方法による一般質問）

第62条の2 議員は，第2条の規定により会議を欠席し，遅刻し，又は早退する場合において，前条第1項の規定による質問を映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）により行うことを希望するときは，議長の許可を得

て、オンラインによる方法により質問することができる。

- 2 議長は、前項の許可をするときは、当該許可を求める議員の意見を聴いて、オンラインによる方法により質問をするに当たって必要な装置が設置された場所であって議長が相当と認める場所を指定して行うものとする。
- 3 議員がオンラインによる方法により質問する場合において、議長は、当該議員が法第129条第1項の規定による命令に従わないときは、オンラインによる方法への接続を解除することができる。
- 4 議員がオンラインによる方法により質問する場合における前条第3項の規定により準用する第51条第4項の規定の適用については、同項中「欠席したとき又は発言の順位に当たっても発言しないとき若しくは議場に現在しないとき」とあるのは、「質問の順位に当たっても質問しないとき、又はオンラインによる方法への接続ができないとき（接続した後であっても通信環境の悪化等によりオンラインによる方法による質問を継続することが困難であるときを含む。）」とする。

第65条第1項中「その発言をした日から起算して7日以内に」を「その審議期間中に限り」に改め、同条第2項を削る。

第86条中「、印刷して」を削る。

第91条第1項中「出席できない」を「欠席し、遅刻し、又は早退する」に改め、同条第2項中「6週間」を「8週間」に改める。

第2章第1節中第94条の次に次の1条を加える。

（出席委員に関する措置）

第94条の2 この章における出席委員には、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で委員会に出席している委員を含む。

第97条中「職員に」を「職員をして」に改める。

第100条に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

第117条第1項中「議員」の次に「（以下この条において「委員外議員」という。）」を加え、同条第2項中「委員でない議員」を「委員外議員」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 前2項の場合において、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。

- 4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に申し出なければならない。

第118条に次の1項を加える。

- 2 委員長がオンラインによる方法により会議に参加するときであって、委員長が委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

第125条の見出し中「朗読」を「配布」に改め、同条中「職員に朗読させる」を「その写しを委員に配布する」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

第129条に次のただし書を加える。

ただし、法第109条第9項に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

第131条の見出し中「起立」の次に「又は挙手等」を加え、同条第1項中「を起立」の次に「又は挙手等を」を加え、「起立者」を「起立又は挙手等の委員」に改め、同条第2項中「起立者」を「起立又は挙手等の委員」に改める。

第137条第2項ただし書中「起立」の次に「又は挙手等」を加える。

第139条に次の1項を加える。

- 6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第141条第1項ただし書中「議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要があると認めるときは、この限りでない」を「常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる」に改め、同条第2項中「前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認める常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託する」を「委員会の付託は、議会の議決で省略する」に改める。

第142条に次の2項を加える。

- 3 前項の場合において、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。
- 4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に申し出なければならない。

第143条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第145条中「その内容が請願に適合する」を「議長が必要があると認める」に改める。

第150条の見出し中「交付」を「通知」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第152条第2項を削る。

第161条の次に次の1条を加える。

(代理弁明)

- 第161条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

第9章中第168条の前に次の2条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

- 第167条の2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

- 2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

- 3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなし

て、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

- 4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第20条、第66条、第86条、第125条、第140条第1項及び第141条第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。
- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。
- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

- 第167条の3 この規則の規定（第28条第1項（第74条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存する

こと（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附 則

この規則は、令和7年3月1日から施行する。

○常総市議会会議規則

昭和 4 2 年 3 月 2 2 日

規則第 5 号

目次

第 1 章 会議

- 第 1 節 総則（第 1 条—第 1 3 条）
- 第 2 節 議案及び動議（第 1 4 条—第 1 9 条）
- 第 3 節 議事日程（第 2 0 条—第 2 4 条）
- 第 4 節 選挙（第 2 5 条—第 3 3 条）
- 第 5 節 議事（第 3 4 条—第 4 7 条）
- 第 6 節 秘密会（第 4 8 条・第 4 9 条）
- 第 7 節 発言（第 5 0 条—第 6 6 条）
- 第 8 節 表決（第 6 7 条—第 7 7 条）
- 第 9 節 公聴会及び参考人（第 7 8 条—第 8 4 条）
- 第 1 0 節 会議録（第 8 5 条—第 8 9 条）

第 2 章 委員会

- 第 1 節 総則（第 9 0 条—~~第 9 4 条~~[第 9 4 条の 2](#)）
- 第 2 節 審査（第 9 5 条—第 1 1 1 条）
- 第 3 節 秘密会（第 1 1 2 条・第 1 1 3 条）
- 第 4 節 発言（第 1 1 4 条—第 1 2 5 条）
- 第 5 節 委員長及び副委員長の互選（第 1 2 6 条・第 1 2 7 条）
- 第 6 節 表決（第 1 2 8 条—第 1 3 8 条）

第 3 章 請願（第 1 3 9 条—第 1 4 5 条）

第 4 章 辞職及び資格の決定（第 1 4 6 条—第 1 5 0 条）

第 5 章 規律（第 1 5 1 条—第 1 5 9 条）

第 6 章 懲罰（第 1 6 0 条—第 1 6 5 条）

第 7 章 協議又は調整を行うための場（第 1 6 6 条）

第 8 章 議員の派遣（第 1 6 7 条）

第 9 章 補則（~~第 1 6 8 条~~[第 1 6 7 条の 2—第 1 6 8 条](#)）

附則

第 1 章 会議

第 1 節 総則

（参集）

第 1 条 議員は、招集の当日開議定刻前に議事堂に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。

(欠席の届出)

第 2 条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため~~出席できない~~欠席し、遅刻し、又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の~~6週間~~8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

(宿所又は連絡所の届出)

第 3 条 議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(議席)

第 4 条 議員の議席は、一般選挙後最初の会議において、議長が定める。

2 一般選挙後新たに選挙された議員の議席は、議長が定める。

3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いなくて会議に諮って議席を変更することができる。

4 議席には、番号及び氏名標を付ける。

第 5 条から第 7 条まで 削除

(議会の開閉)

第 8 条 議会の開閉は、議長が宣告する。

(会議時間)

第 9 条 会議時間は、午前 10 時から午後 5 時までとする。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議に宣告することにより、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員 3 人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

~~3~~4 会議の開始は、号鈴で報ずる。

(休会)

第 10 条 市の休日（常総市の休日を定める条例（平成元年水海道市条例第 10

号) 第 1 条第 1 項各号に掲げる日をいう。) は、休会とする。

2 議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会とすることができる。

3 議長が特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。

4 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 1 1 4 条第 1 項の規定による請求があった場合のほか、議会の議決があったときは、議長は、休会の日でも会議を開かなければならない。

（会議の開閉）

第 1 1 条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

2 議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。

（定足数に関する措置）

第 1 2 条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。

3 会議中定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。

（出席催告）

第 1 3 条 法第 1 1 3 条ただし書の規定による出席催告の方法は、議事堂に現在する議員又は議員の住所（別に宿所又は連絡所の届出をした者については、当該届出の宿所又は連絡所）に、文書又は口頭をもって行う。

第 2 節 議案及び動議

（議案の提出）

第 1 4 条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を作成して理由を付け、法第 1 1 2 条第 2 項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては 3 人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を作成して理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

（一事不再議）

第 1 5 条 議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない。ただし、事情の変更があったときは、この限りでない。

(動議成立に必要な賛成者の数)

第 1 6 条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に 2 人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

(修正の動議)

第 1 7 条 修正の動議は、その案を作成し、法第 1 1 5 条の 3 の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては 3 人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(先決動議の表決の順序)

第 1 8 条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員 3 人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第 1 9 条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

2 議員が提出した事件及び動議につき前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

3 委員会が提出した議案につき第 1 項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。

第 3 節 議事日程

(日程の作成及び配布)

第 2 0 条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に代えることができる。

(日程の順序変更及び追加)

第 2 1 条 議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(議事日程のない会議の通知)

第 2 2 条 議長は、必要があると認めるときは、開議の日時のみを議員に通知して会議を開くことができる。

2 前項の場合には、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。

(延会の場合の議事日程)

第 2 3 条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき又はその議事が終わらなかったときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第 2 4 条 議事日程に記載した事件の議事を終わったときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いずに会議に諮って延会することができる。

第 4 節 選挙

(選挙の宣告)

第 2 5 条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

(不在議員)

第 2 6 条 選挙を行う際議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

(議場の出入口閉鎖)

第 2 7 条 投票による選挙を行うときは、議長は、第 2 5 条の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第 2 8 条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。

2 議長は、~~職員に~~職員をして投票箱を改めさせなければならない。

(投票)

第 2 9 条 議員は、~~職員の点呼に応じて~~議長の指示に従って、順次、投票を行うものとする。

(投票の終了)

第 3 0 条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があった後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第 3 1 条 議長は、開票を宣告した後、2 人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2 前項の立会人は、議長が議員の中から指名する。

3 投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。

4 投票の効力に係る法第 1 1 8 条第 6 項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

(選挙結果の報告)

第 3 2 条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

(選挙関係書類の保存)

第 3 3 条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類とともに保存しなければならない。

第 5 節 議事

(議題の宣告)

第 3 4 条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。

(一括議題)

第 3 5 条 議長は、必要があると認めるときは、2 件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員 3 人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(議案等の朗読)

第 3 6 条 議長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を~~職員に~~職員をして朗読させる。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第 3 7 条 会議に付する事件は、第 1 4 1 条に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 委員会提出の議案は、委員会に付託しない。ただし、議長が必要があると認めるときは、議会の議決で、議会運営委員会に係る議案は議会運営委員会に、常任委員会又は特別委員会に係る議案は常任委員会又は特別委員会に付託することができる。

3 前 2 項における提出者の説明及び第 1 項における委員会への付託は、討論を用いないで会議に諮って省略することができる。

(付託事件を議題とする時期)

第 3 8 条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了を待って議題とする。

(委員長の報告及び少数意見者の報告)

第 3 9 条 委員会が審査又は調査をした事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告し、次いで少数意見者が少数意見の報告をする。

- 2 少数意見が 2 個以上あるときの報告の順序は、議長が決める。
- 3 第 1 項の報告は、討論を用いないで会議に諮って省略することができる。
- 4 委員長の報告及び少数意見者の報告には、自己の意見を加えてはならない。

(修正案の説明)

第 4 0 条 委員長の報告及び少数意見者の報告が終わったとき又は委員会への付託を省略したときは、議長は、修正案の説明をさせる。

(委員長報告等に対する質疑)

第 4 1 条 議員は、委員長及び少数意見を報告した者に対し、質疑をすることができる。修正案に関しては、事件又は修正案の提出者及び説明のための出席者に対しても、同様とする。

(討論及び表決)

第 4 2 条 議長は、前条の質疑が終わったときは、討論に付し、その終結の後、表決に付する。

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第 4 3 条 議会は、議決の結果、条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、これを議長に委任することができる。

(委員会の審査又は調査の期限)

第 4 4 条 議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を付けることができる。ただし、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。

- 2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかったときは、その事件は、第 3 8 条の規定にかかわらず、会議において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第 4 5 条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。

- 2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。

(再付託)

第 4 6 条 委員会の審査又は調査を経て報告された事件について、なお審査又は調査の必要があると認めるときは、議会は、更にその事件を同一の委員会又は他の委員会に付託することができる。

(議事の継続)

第 4 7 条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再

びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

第 6 節 秘密会

(指定者以外の者の退場)

第 4 8 条 秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

(秘密の保持)

第 4 9 条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

第 7 節 発言

(発言の許可等)

第 5 0 条 発言は、全て議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2 議長は、議席で発言する議員を登壇させることができる。

(発言の通告及び順序)

第 5 1 条 会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行に関する発言、一身上の弁明等については、この限りでない。

2 発言通告書には、質疑についてはその要旨、討論については反対又は賛成の別を記載しなければならない。

3 発言の順序は、議長が決める。

4 発言の通告をした者が欠席したとき又は発言の順位に当たっても発言しないとき若しくは議場に現在しないときは、その通告は効力を失う。

(発言の通告をしない者の発言)

第 5 2 条 発言の通告をしない者は、通告した者が全て発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。

2 発言の通告をしない者が発言しようとするときは、起立して「議長」と呼び、自己の氏名を告げ、議長の許可を得なければならない。

3 2人以上起立して発言を求めたときは、議長は、先に起立したと認める者から指名する。

(討論の方法)

第 5 3 条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者なるべく交互に指名して発言させなければならない。

(議長の発言討論)

第 5 4 条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第 5 5 条 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

3 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。

(質疑の回数)

第 5 6 条 質疑は、同一議員につき、同一議題について 3 回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

(発言時間の制限)

第 5 7 条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2 議長の定めた時間の制限について、出席議員 3 人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(議事進行に関する発言)

第 5 8 条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(発言の継続)

第 5 9 条 延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかった議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(反問権)

第 5 9 条の 2 説明のため会議に出席した者は、議員の発言に対し、その内容を確認し、又は論点を分かりやすく明確にするため、議長の許可を得て反問することができる。

(質疑又は討論の終結)

第 6 0 条 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。

2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。

3 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(選挙及び表決時の発言制限)

第 6 1 条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(一般質問)

第 6 2 条 議員は、市の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。

2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。

3 第 5 1 条第 3 項及び第 4 項並びに第 6 0 条第 1 項の規定は、第 1 項の規定による質問について準用する。

(オンラインによる方法による一般質問)

第 6 2 条の 2 議員は、第 2 条の規定により会議を欠席し、遅刻し、又は早退する場合において、前条第 1 項の規定による質問を映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）により行うことを希望するときは、議長の許可を得て、オンラインによる方法により質問することができる。

2 議長は、前項の許可をするときは、当該許可を求める議員の意見を聴いて、オンラインによる方法により質問をするに当たって必要な装置が設置された場所であって議長が相当と認める場所を指定して行うものとする。

3 議員がオンラインによる方法により質問する場合において、議長は、当該議員が法第 1 2 9 条第 1 項の規定による命令に従わないときは、オンラインによる方法への接続を解除することができる。

4 議員がオンラインによる方法により質問する場合における前条第 3 項の規定により準用する第 5 1 条第 4 項の規定の適用については、同項中「欠席したとき又は発言の順位に当たっても発言しないとき若しくは議場に現在しないとき」とあるのは、「質問の順位に当たっても質問しないとき、又はオンラインによる方法への接続ができないとき（接続した後であっても通信環境の悪化等によりオンラインによる方法による質問を継続することが困難であるときを含む。）」とする。

(緊急質問)

第 6 3 条 質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、

前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。

2 前項の同意については、議長は、討論を用いなくて会議に諮らなければならない。

3 第1項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(準用規定)

第64条 質問については、第57条及び第59条から第60条までの規定を準用する。

(発言の取消し又は訂正)

第65条 発言した議員は、~~その発言をした日から起算して7日以内に~~その審議期間中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

~~2 前項の場合において、同項本文に規定する期間内に会期が終了することとなるときの発言の取消し又は訂正は、当該会期が終了する日までとする。~~

(答弁書の配布)

第66条 市長その他の関係執行機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写しを議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

第8節 表決

(表決問題の宣告)

第67条 議長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(不在議員)

第68条 表決の際議場にいない議員は、表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第69条 表決には、条件を付けることができない。

(起立による表決)

第70条 議長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき又は議長の宣告に対して出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、記名若しくは無記名の投票又は押しボタン式の投票で表決を採らなければならない。

(投票による表決)

第 7 1 条 議長が必要があると認めるとき又は出席議員 3 人以上から要求があるときは、記名若しくは無記名の投票又は押しボタン式の投票で表決を採る。

2 前項の規定により要求があった投票の方法が同時に複数あるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(記名投票)

第 7 2 条 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。

(無記名投票)

第 7 3 条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

2 無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

(押しボタン式投票)

第 7 3 条の 2 押しボタン式投票を行う場合には、問題を可とする者は表決の結果を電子的方式によって表示するシステム（以下「表決システム」という。）の賛成ボタンを、問題を否とする者は表決システムの反対ボタンを押さなければならない。

2 次条第 2 項の規定により読み替えて準用する第 3 0 条前段の規定による宣告がなされた場合において、出席議員が表決システムのいずれのボタンも押していないときは、当該出席議員は、反対ボタンを押したものとみなす。

(選挙規定の準用)

第 7 4 条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第 2 7 条から第 3 2 条第 1 項まで及び第 3 3 条の規定を準用する。

2 押しボタン式投票を行う場合には、第 3 0 条及び第 3 2 条第 1 項の規定を準用する。この場合において、第 3 0 条前段中「投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無」とあるのは「投票をするために必要な時間が経過したと認めるときは、投票の誤りの有無及び出席議員数」と、同条後段中「投票することができない」とあるのは「第 7 3 条の 2 第 2 項の規定により表決システムの反対ボタンを押したものとみなされる場合を除き、投票することができない」と読み替えるものとする。

(表決の訂正)

第 7 5 条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第 7 6 条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。

- 2 異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して出席議員 3 人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第 7 7 条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を採らなければならない。

- 2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決めるものとし、その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員 3 人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って決める。

- 3 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

第 9 節 公聴会及び参考人

(公聴会開催の手続)

第 7 8 条 会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第 7 9 条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第 8 0 条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

- 2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第 8 1 条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

- 2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。
- 3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第 8 2 条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

- 2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第 8 3 条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第 8 4 条 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、前 3 条の規定を準用する。

第 1 0 節 会議録

(会議録の記載事項)

第 8 5 条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時
- (2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時
- (3) 出席議員及び欠席議員の氏名
- (4) 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名
- (5) 説明のため出席した者の職氏名
- (6) 議事日程
- (7) 議長の諸報告
- (8) 議員の異動並びに議席の指定及び変更
- (9) 委員会報告書及び少数意見報告書
- (10) 会議に付した事件
- (11) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
- (12) 選挙の経過
- (13) 議事の経過
- (14) 記名投票における賛否の氏名
- (15) その他議長又は議会において必要と認めた事項

2 議事は、議長が定める方法によって記録する。

(会議録の配布)

第 8 6 条 会議録は、~~印刷して~~、議員及び関係者に配布する。

(会議録に掲載しない事項)

第 8 7 条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第 6 5 条の規定により取り消した発言は、掲載しない。

(会議録署名議員)

第 8 8 条 会議録に署名する議員は、3 人とし、議長が会議において指名する。
(会議録の保存年限)

第 8 9 条 会議録の保存年限は、永年とする。

第 2 章 委員会

第 1 節 総則

(議長への通知)

第 9 0 条 委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、事件等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

(欠席の届出)

第 9 1 条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため~~出席できない~~欠席し、遅刻し、又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。

2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の~~6週間~~8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14 週間)前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

(会議中の委員会の禁止)

第 9 2 条 委員会は、議会の会議中は、開くことができない。

(会議の開閉)

第 9 3 条 開議、散会、中止又は休憩は、委員長が宣告する。

2 委員長が開議を宣告する前又は散会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

第 9 4 条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席委員が定足数に達しないときは、委員長は、散会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、委員長は、委員の退席を制止し、又は会議室外の委員に出席を求めることができる。

3 会議中定足数を欠くに至ったときは、委員長は、休憩又は散会を宣告する。

(出席委員に関する措置)

第 9 4 条の 2 この章における出席委員には、法第 1 0 9 条第 9 項の規定に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で委員会に出席している委員を含む。

第 2 節 審査

(議題の宣告)

第 9 5 条 会議に付する事件を議題とするときは、委員長は、その旨を宣告する。

(一括議題)

第 9 6 条 委員長は、必要があると認めるときは、2 件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(議案等の朗読)

第 9 7 条 委員長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員に職員をして朗読させる。

(審査順序)

第 9 8 条 委員会における事件の審査は、提出者の説明及び委員の質疑の後、修正案の説明及びこれに対する質疑、討論、表決の順序によって行う。

(先決動議の表決順序)

第 9 9 条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、委員長が表決の順序を決める。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(動議の撤回)

第 1 0 0 条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を要する。ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

(委員の議案修正)

第 1 0 1 条 委員が修正案を発議しようとするときは、その案をあらかじめ委員長に提出しなければならない。

(分科会又は小委員会)

第 1 0 2 条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、分科会又は小委員会を設けることができる。

(連合審査会)

第 1 0 3 条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、他の委員会と協議して、連合審査会を開くことができる。

(証人出頭又は記録提出の要求)

第 1 0 4 条 委員会は、法第 1 0 0 条第 1 項の規定による調査を委託された場合において、証人の出頭又は記録の提出を求めようとするときは、議長に申し出なければならない。

(所管事務等の調査)

第 1 0 5 条 常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

2 議会運営委員会が法第 1 0 9 条第 3 項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。

(委員の派遣)

第 1 0 6 条 委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、その日時、場所、目的及び経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。

(議事の継続)

第 1 0 7 条 会議が中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

(少数意見の留保)

第 1 0 8 条 委員は、委員会において少数で廃棄された意見で他に出席委員 1 人以上の賛成があるものは、これを少数意見として留保することができる。

2 前項の規定により少数意見を留保した者がその意見を議会に報告しようとする場合においては、簡明な少数意見報告書を作り、委員会の報告書が提出されるまでに委員長を経て議長に提出しなければならない。

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第 1 0 9 条 委員会は、議決の結果、条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、これを委員長に委任することができる。

(委員会報告書)

第 1 1 0 条 委員会は、事件の審査又は調査が終わったときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。

(継続審査)

第 1 1 1 条 委員会は、次の会期においてもなお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、委員長から議長に申し出なければならない。

第 3 節 秘密会

(指定者以外の者の退場)

第 1 1 2 条 秘密会を開く議決があったときは、委員長は、傍聴人及び委員長の指定する者以外の者を会議室の外に退去させなければならない。

(秘密の保持)

第 1 1 3 条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

第 4 節 発言

(発言の許可)

第 1 1 4 条 委員は、全て委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。

(委員の発言)

第 1 1 5 条 委員は、議題について自由に質疑し、及び意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決めたときは、この限りでない。

(発言内容の制限)

第 1 1 6 条 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 委員長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

(委員外議員の発言)

第 1 1 7 条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員 (以下この条において「委員外議員」という。) に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

2 委員会は、~~委員でない議員~~委員外議員から発言の申出があったときは、その可否を決める。

3 前 2 項の場合において、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。

4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に申し出なければならない。

(委員長の発言)

第 1 1 8 条 委員長が委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終わった後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは委員長席に復することができない。

2 委員長がオンラインによる方法により会議に参加するときであって、委員長が委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うこと

ができない。

(発言時間の制限)

第 1 1 9 条 委員長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2 委員長の定めた時間の制限について、出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(議事進行に関する発言)

第 1 2 0 条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、委員長は、直ちに制止しなければならない。

(発言の継続)

第 1 2 1 条 会議の中止又は休憩のため発言が終わらなかった委員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(反問権)

第 1 2 1 条の 2 説明のため会議に出席した者は、委員の発言に対し、その内容を確認し、又は論点を分かりやすく明確にするため、委員長の許可を得て反問することができる。

(質疑又は討論の終結)

第 1 2 2 条 質疑又は討論が終わったときは、委員長は、その終結を宣告する。

2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、委員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。

3 質疑又は討論終結の動議については、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(選挙及び表決時の発言制限)

第 1 2 3 条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(発言の取消し又は訂正)

第 1 2 4 条 発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取り消し、又は委員長の許可を得て発言の訂正をすることができる。

(答弁書の朗読配布)

第 1 2 5 条 市長その他の関係執行機関が、質疑に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、委員長は、~~職員に朗読させる~~その写しを

委員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

第5節 委員長及び副委員長の互選

(互選の方法)

第126条 委員長及び副委員長の互選は、それぞれ単記無記名投票で行う。

2 有効投票の最多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じときは、くじで定める。

3 前項の当選人は、有効投票の総数の4分の1以上の得票がなければならない。

4 第1項の投票を行う場合には、委員長の職務を行っている者も、投票することができる。

5 委員長は、委員のうちに異議を有する者がいないときは、第1項の互選につき、指名推選の方法を用いることができる。

6 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもって、当選人と定めるべきかどうかを委員会に諮り、委員の全員の同意があった者をもって当選人とする。

(選挙規定の準用)

第127条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については、第25条から第33条までの規定を準用する。

第6節 表決

(表決問題の宣告)

第128条 委員長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(不在委員)

第129条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。ただし、法第109条第9項に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

(条件の禁止)

第130条 表決には、条件を付けることができない。

(起立又は挙手等による表決)

第131条 委員長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立又は挙手等をさせ、起立者起立又は挙手等の委員の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 委員長が起立者起立又は挙手等の委員の多少を認定しがたいとき又は委員長

の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

(投票による表決)

第 1 3 2 条 委員長が必要があると認めるとき又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 同時に記名投票と無記名投票の要求があるときは、委員長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(記名投票)

第 1 3 3 条 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題可否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。

(無記名投票)

第 1 3 4 条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

2 無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

(選挙規定の準用)

第 1 3 5 条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第 2 8 条から第 3 2 条第 1 項までの規定を準用する。

(表決の訂正)

第 1 3 6 条 委員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第 1 3 7 条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。

2 異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、起立又は挙手等の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第 1 3 8 条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いなくて会議に諮って決める。

2 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

第 3 章 請願

(請願書の記載事項等)

第 1 3 9 条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

3 前 2 項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。

4 請願書の提出は、平穩にしなければならない。

5 請願者が請願書（会議の議題となったものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

（請願文書表の作成及び配布）

第 1 4 0 条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。

2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。

3 請願者数人連署のものは、請願者某ほか何人と記載し、同一議員の紹介による数件の請願で内容が同一のものは請願者某ほか何人と記載するほかその件数を記載する。

（請願の委員会付託）

第 1 4 1 条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、~~議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要があると認めるときは、この限りでない~~常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

~~2 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認める常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託する~~委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

3 請願の内容が 2 以上の委員会の所管に属する場合は、2 以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。

（紹介議員の委員会出席）

第 1 4 2 条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。

2 紹介議員は、前項の要求があったときは、これに応じなければならない。

3 前項の場合において、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。

4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に申し出なければならない。

(請願の審査報告)

第 1 4 3 条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により意見を付け、議長に報告しなければならない。

(1) 採択すべきもの

(2) 不採択とすべきもの

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

~~2~~3 採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係執行機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。

(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)

第 1 4 4 条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係執行機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについてはこれを請求しなければならない。

(陳情書等の処理)

第 1 4 5 条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、~~その内容が請願に適合する~~議長が必要があると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。

第 4 章 辞職及び資格の決定

(議長及び副議長の辞職)

第 1 4 6 条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。

2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いずに会議に諮ってその許否を決定する。

(議員の辞職)

第 1 4 7 条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2 前条第 2 項の規定は、議員の辞職について準用する。

(資格決定の要求)

第 1 4 8 条 法第 1 2 7 条第 1 項の規定による議員の被選挙権の有無又は法第 9 2 条の 2 の規定に該当するかどうかについて議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を、証拠書類とともに、議長に提出しなければならない。

(資格決定の審査)

第 1 4 9 条 前条の要求については、議会は、第 3 7 条第 3 項の規定にかかわらず、委員会への付託を省略して決定することができない。

(決定書の交付通知)

第 1 5 0 条 議会が議員の被選挙権の有無又は法第 9 2 条の 2 の規定に該当するかどうかについての法第 1 2 7 条第 1 項の規定による決定をしたときは、議長は、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。

2 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第 5 章 規律

(品位の尊重)

第 1 5 1 条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(携帯品)

第 1 5 2 条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、コート、マフラー、つえ、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、傷病、身体の障がいその他の理由により議長又は委員長の許可を得たときは、この限りでない。

~~2 議場又は委員会の会議室に入る者は、録音機、撮影機、携帯電話その他の電子機器等（議長が指定するタブレット端末及びパーソナルコンピュータ（以下「情報通信端末機器」という。）を除く。）を持ち込んで서는ならない。ただし、議長又は委員長の許可を得たときは、この限りではない。~~

(議事妨害の禁止)

第 1 5 3 条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(離席)

第 1 5 4 条 議員は、会議中は、みだりにその席を離れてはならない。

(禁煙)

第 1 5 5 条 何人も、議場において喫煙してはならない。

(新聞紙等の閲読禁止)

第 1 5 6 条 何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙又は書籍

の類を閲読してはならない。

(資料等印刷物の配布許可)

第 1 5 7 条 議場又は委員会の会議室において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

(情報通信端末機器の使用)

第 1 5 7 条の 2 議員は、情報通信端末機器を会議において使用することができる。

2 前項の規定は、市長その他の関係機関の情報通信端末機器の使用について準用する。

(許可のない登壇の禁止)

第 1 5 8 条 何人も、議長の許可がなければ演壇に登ってはならない。

(議長の秩序保持権)

第 1 5 9 条 全て規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いなくて会議に諮って定める。

第 6 章 懲罰

(懲罰動議の提出)

第 1 6 0 条 懲罰の動議は、文書をもって所定数の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して 3 日以内に提出しなければならない。ただし、第 4 9 条第 2 項又は第 1 1 3 条第 2 項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

(懲罰動議の審査)

第 1 6 1 条 懲罰については、議会は、第 3 7 条第 3 項の規定にかかわらず、委員会への付託を省略して議決することができない。

(代理弁明)

第 1 6 1 条の 2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

(戒告又は陳謝の方法)

第 1 6 2 条 戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によって行うものとする。

(出席停止の期間)

第 1 6 3 条 出席停止は、10 日を超えることができない。ただし、数個の懲罰

事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

(出席停止期間中出席したときの措置)

第 1 6 4 条 出席を停止された者がその期間内に議会の会議又は委員会に出席したときは、議長又は委員長は、直ちに退去を命じなければならない。

(懲罰の宣告)

第 1 6 5 条 議会が懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告する。

第 7 章 協議又は調整を行うための場

(協議又は調整を行うための場)

第 1 6 6 条 法第 1 0 0 条第 1 2 項の規定により議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

- 2 前項に定めるもののほか、協議等の場を臨時に設ける必要があるときは、議会の議決でこれを決定する。
- 3 前項の規定により協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員及び招集権者を明らかにしなければならない。
- 4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

第 8 章 議員の派遣

(議員の派遣)

第 1 6 7 条 法第 1 0 0 条第 1 3 項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

- 2 前項の規定により議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

第 9 章 補則

(電子情報処理組織による通知等)

第 1 6 7 条の 2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第 1 項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第 6 項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電

- 子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。
- 2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。
- 3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。
- 4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第20条、第66条、第86条、第125条、第140条第1項及び第141条第1項の規定による議員に対する通知にあっては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。
- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。
- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面に

より本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第 1 項又は第 2 項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第 3 項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第 6 項の規定により前 2 項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第 5 項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第 1 6 7 条の 3 この規則の規定（第 2 8 条第 1 項（第 7 4 条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

（会議規則の疑義に対する措置）

第 1 6 8 条 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、会議に諮って決定する。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 水海道市議会会議規則（昭和 3 9 年水海道市議会規則第 1 7 号）は、廃止する。

中略

附 則（令和 3 年議会規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年議会規則第 号）

この規則は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。

別表 略